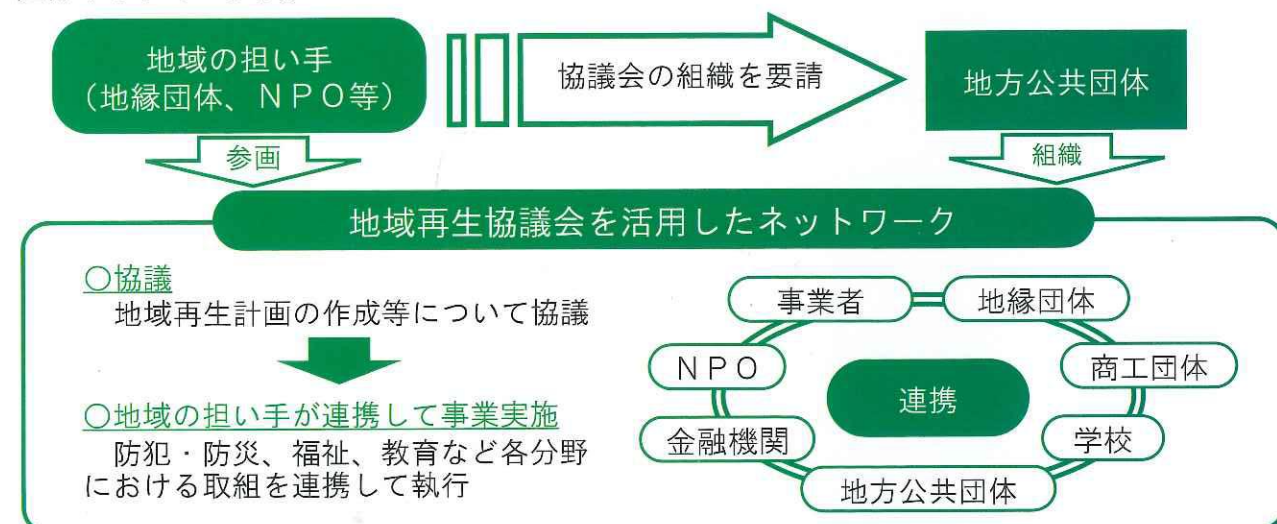


地域再生を後押しする仕組み

地域再生協議会

地域再生を推進するに当たっては、地方公共団体の他、**地域の様々な関係者が連携して取り組むことが重要**です。そこで、これらの関係者が連携して地域の再生を推進できるようにするため、**地方公共団体が地域再生の推進について関係者と協議する“地域再生協議会”が地域再生法で位置付けられています。**



地域再生協議会の構成員

構成員

- ① 地方公共団体
- ② 地域再生推進法人
- ③ 地域再生計画の事業を実施する者

その他、構成員として追加できる者

- ① 地域再生計画に密接な関係を有する者
- ② その他地方公共団体が必要と認める者

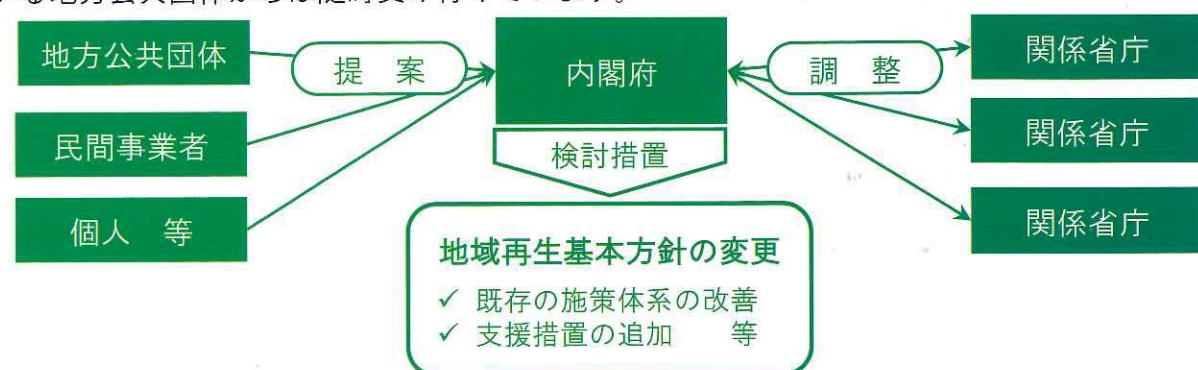
※ このほか、地域再生土地利用計画等の作成に当たっては、都道府県知事等を構成員として加える必要があります。

地域再生協議会の組織に当たっての留意事項

- ① 地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して**地域再生協議会を組織するよう要請すること**や自己を地域再生協議会の**構成員として加える**よう申し出ることができます。
- ② 地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会を組織したときは、**地域再生計画に記載する事項について協議会で協議**をする必要があります。また、地域再生協議会での協議の概要は、地域再生計画の認定申請の際に添付することとなります。

新たな措置の提案

内閣府では、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置等**地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置**について、地方公共団体、民間事業者及び個人等からの**提案を募集**しています。提案は原則として年1回受け付けており、また、地域再生計画の認定申請をしようとしている地方公共団体からは随時受け付けています。



地域再生推進法人

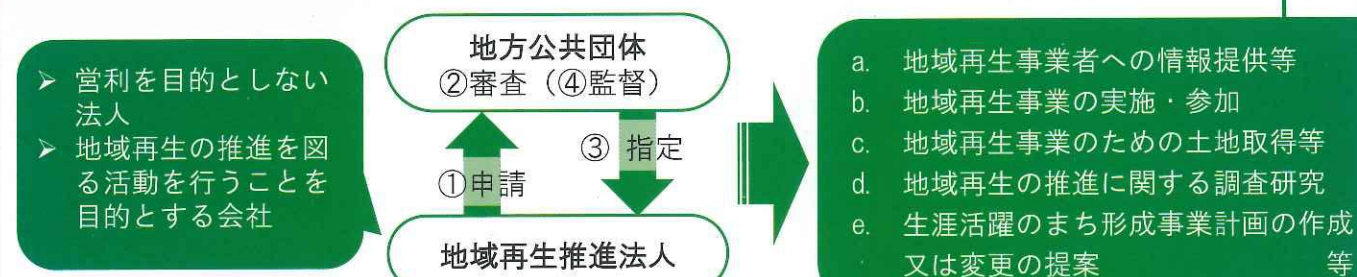
地域再生を推進するに当たっては、**地域住民に近い立場でのコーディネーター役**として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要です。

地域再生制度では、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として**NPO等の非営利法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社**を地域再生推進法人として指定することができます。

地域再生推進法人の指定の主なメリット

- ① 地域再生事業の担い手として、**公的位置付けが付与される。**
- ② 地域再生計画に記載された事業に活用する土地の取得を行う際、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による届出義務が免除される。
- ③ 地方公共団体に対して**地域再生協議会を組織するよう要請**することができる。

地域再生推進法人の指定フロー



① 地域再生推進法人指定の申請

地域再生推進法人になろうとする非営利法人又は会社が、地方公共団体の長に指定の申請を行います。

② 地方公共団体の長による審査

申請法人が地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるか審査します。

指定基準

- ア 非営利法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的としている法人か
- イ 地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるか 等

③ 地方公共団体の長による指定

審査の結果、地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定します。指定に当たって地方公共団体の長は地域再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示しなければなりません。

④ 地方公共団体の長による監督等

- a. 地方公共団体の長は、必要に応じて地域再生推進法人に対して業務の報告をさせることができます。
- b. 地域再生推進法人が必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、地方公共団体の長は業務改善命令を出すことができます。
- c. 上記命令に違反した場合には、地域再生推進法人の指定を取り消すことができます。